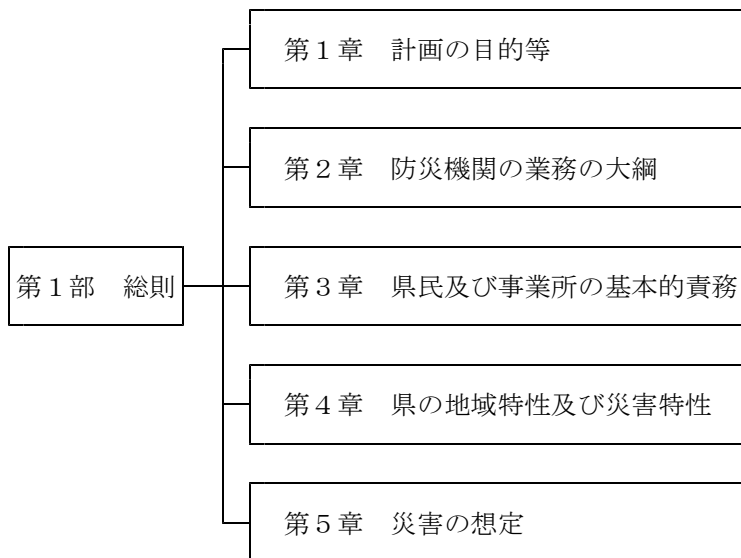


第 1 部 総 則



第 1 部 総 則

第 1 章 計画の目的等

第 1 計画の目的

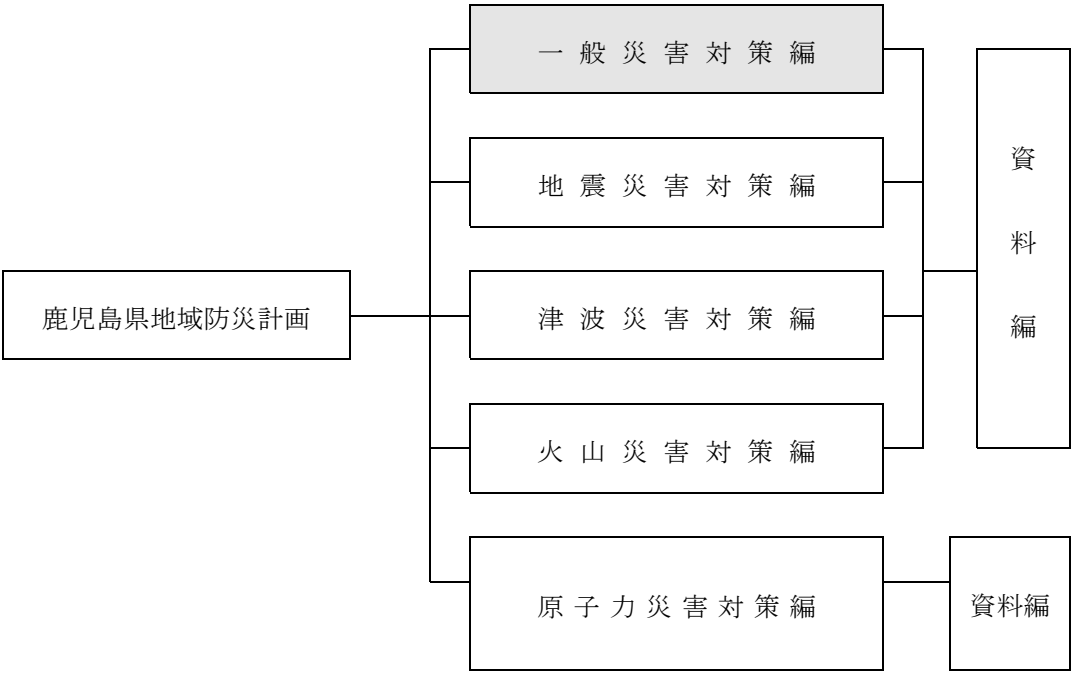
本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 40 条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編 5 編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、風水害等に係る「一般災害対策編」である。

また、本計画は、鹿児島県域の一般災害対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

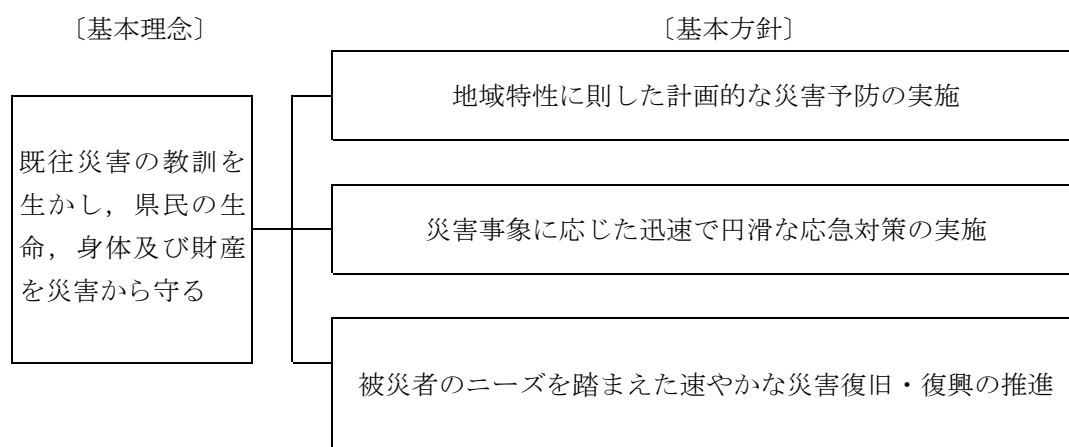


第3 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害など過去に様々な災害を経験している。

また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、半島部や多くの島しょ部を有するなどの地域特性のため、風水害や土砂災害、地震・津波等により孤立するおそれがある地域が存在するなど、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定され、災害に関する様々な施策を実施するに当たり、半島防災、離島防災にも特に重点的に取り組む必要がある。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と、県民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、県民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4 計画の構成

本計画は、第3で示した「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1部 総則

- (1) 計画の目的等
- (2) 防災機関の業務の大綱
- (3) 県民及び事業所の基本的責務
- (4) 県の地域特性及び災害特性
- (5) 災害の想定

第2部 災害予防

- (1) 災害に強い施設等の整備
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
- (3) 県民の防災活動の促進

第3部 災害応急対策

- (1) 活動体制の確立
- (2) 警戒避難期の応急対策
- (3) 事態安定期の応急対策
- (4) 社会基盤の応急対策

第4部 特殊災害

- (1) 海上災害対策
- (2) 空港災害対策
- (3) 鉄道災害対策

第1部 総則
第1章 計画の目的等

- (4) 道路事故対策
- (5) 危険物等災害対策
- (6) 林野火災対策

第5部 災害復旧・復興

- (1) 公共土木施設等の災害復旧
- (2) 被災者の災害復旧・復興支援

第5 計画の修正

本計画は、基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日(緊急を要するものについてはその都度)までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第6 計画の周知

本計画の内容は、県、市町村、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、県民にも広く周知徹底させるものとする。

第7 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

また、「鹿児島県防災対策基本条例」に基づき「県民防災週間」を定めるなど、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、県民、事業者、自主防災組織、県、市町村、防災関係機関等が連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第 2 章 防災機関の業務の大綱

本章は、鹿児島県、県内市町村、並びに県の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、県域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第 1 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第 2 市町村

市町村は、第 1 段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 市町村防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第1部 総則

第2章 防災機関の業務の大綱

第3 鹿児島県警察

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 (3) 交通規制・交通管制に関すること。 (4) 死体の見分・検視に関すること。 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 (6) その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。

第4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九 州 管 区 警 察 局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九 州 財 務 局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九 州 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九 州 農 政 局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九 州 森 林 管 理 局	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関する事 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事
九 州 経 済 産 業 局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関する事。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事。
九州産業保安監督部	(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関する事。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関する事。 (3) 鉱山における災害の防止に関する事。 (4) 鉱山における災害時の応急対策に関する事。 (5) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
九 州 運 輸 局 (鹿児島運輸支局)	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行う事。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行う事。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべき事。
九 州 地 方 整 備 局	(1) 港湾、海岸災害対策に関する事。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関する事。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関する事。 (4) 直轄河川の水防に関する事。 (5) 直轄国道の防災に関する事。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべき事。
大 阪 航 空 局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関する事。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関する事。 (3) 航空機による代替輸送に関する事。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべき事。
国 土 地 理 院 九 州 地 方 測 量 部	(1) 地殻変動の監視に関する事。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事。
福 岡 管 区 気 象 台 (鹿児島地方气象台) (名 瀬 測 候 所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う事。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める事。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第十管区海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事。 (2) 警報等の伝達に関する事。 (3) 情報の収集に関する事。 (4) 海難救助等に関する事。 (5) 排出油等の防除に関する事。 (6) 海上交通安全の確保に関する事。 (7) 治安の維持に関する事。 (8) 危険物の保安措置に関する事。 (9) 緊急輸送に関する事。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (12) 警戒区域の設定に関する事。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事。
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事。 (2) 環境監視体制の支援に関する事。 (3) 飼育動物の保護に係る支援に関する事。
九 州 防 衛 局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整
九 州 総 合 通 信 局	(1) 非常通信体制の整備に関する事。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事。 (4) 災害時における電気通信の確保に関する事。 (5) 非常通信の統制、監理に関する事。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
鹿 児 島 労 働 局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべき事。

第5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12普通科連隊，海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療，感染症予防，給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第 6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄 道 関 係 機 関 (九州旅客鉄道株式会社, 日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災, 保全に関する事。こと。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事。こと。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事。こと。
西日本電信電話株式会社 (鹿 児 島 支 店)	災害時における電気通信サービスの確保に関する事。こと。
日 本 郵 便 株 式 有 限 公 司 (各 郵 便 局)	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。こと。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。こと。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事。こと。
日本銀行(鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送, 通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか, 所要の災害応急対策

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 赤 十 字 社 (鹿 児 島 県 支 部)	(1) 災害時における医療救護等に関すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
独立行政法人 国 立 病 院 機 構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日 本 放 送 協 会 及 び 放 送 関 係 機 関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。
自 動 車 輸 送 機 関 (日本通運株式会社、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海 上 輸 送 機 関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電 力 供 給 機 関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガ ス 供 給 機 関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿 児 島 県 医 師 会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
土 地 改 良 区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理 に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
県社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学 校 法 人	(1) 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
水 道 事 業	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体 及び防災上重要な 施 設 の 管 理 者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 県民及び事業所の基本的責務

本章では、県民及び事業所の基本的責務を示す。県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 県民

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。
県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。
また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町村と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第 4 章 県の地域特性及び災害特性

本章では、県の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

第 1 県の位置

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がり、東西約 270 km、南北約 600 km、総面積 9,166.58 k m²、九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び長島、甑島、草垣島、宇治群島並びに南西に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっている。

第 2 県の地形・地質

本県の地形は一般に火山系、小河川と点在する小平野及び 2,632 km に及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴火物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

すなわち、古期岩層より構成される 600～800m の山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137 km)を除けばほとんど 50 km 未満の短い河川で、したがって、平地も 2～3 の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢をもつ本県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、これら災害による被害を受けやすい。

このため、鹿児島県に影響をもつ豪雨・台風等の発生状況の特徴等を踏まえ、災害から県土及び県民を守っていかねばならない。

第 3 県の風水害履歴及び災害特性

1 鹿児島県の気象概況

鹿児島県は日本の南端に位置し、気候は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で、陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属しており、海岸地帯と内陸の山間部、また、南北約 600 km の広がりをもつ北限と南限では、かなりの差異が認められる。夏から秋にかけて、毎年のように豪雨や台風に見舞われる一方、島しょでは、干ばつの害を受けることもしばしばある。

気温は、年間平均で本土海岸地帯が 17～19℃、山間地帯（伊佐盆地附近）が 15～16℃、奄美大島が 22℃である。

降水量は、本土では年間平均 2,200～3,300 ミリで、特に霧島南麓、大隅半島南東部は多雨域に属する。島しょ部では、種子島で 2,500 ミリ～3,200 ミリ前後、屋久島で 3,300 ミリ～4,700 ミリ、トカラ列島・奄美群島で 1,700～3,700 ミリであるが、特に屋久島の山岳地帯では、年間 8,000～10,000 ミリを記録することも稀ではない。雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だけで年間降水量の約 50% に達する。

また、夏から秋にかけての雨は、台風、強い日射で局地的に発生する雷雲に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす原因となっている。

第1部 総則

第4章 県の地域特性および災害特性

以下、月別に気象状況を見ると、次のとおりである。

11月から2月にかけては、冬型の気圧配置が現れて季節風が強くなり、本土の東シナ海側や島しょ部では曇りや雨の日が多くなるが、本土の太平洋側では晴れの日が多い。また、強い寒気の流入により本土の東シナ海側では雪が降り、積雪の日もある。

3月から4月は、高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わりやすくなり、低気圧の発達で、大雨が降るようになる。

5月は、県本土では梅雨期の前で天気はやや安定し、3、4月より降水日数はやや少なくなるが、ひと雨の降雨量は多くなる。一方、太平洋高気圧が九州の南海上に張り出してきて、暖かく湿った空気を送りはじめ、北の方から冷湿な風も吹き込んでくるので、その境目に梅雨前線ができる。このため、奄美地方では5月中旬頃から梅雨に入り（平成5年5月12日頃）、雨の日が多くなる。

6月になると梅雨前線が次第に北上して、県本土でも梅雨に入り（平成5年5月30日頃）、7月中旬までの1か月余りにわたり、1年中で最も雨の日が多い時期となり、降水量もその前後の2倍程度となる。太平洋での台風の発生個数は増え始めるが、本県に接近する数は少ない。奄美地方では6月下旬に梅雨が明け（平成6年6月29日頃）、太平洋高気圧に覆われ、真夏を迎える。

7月における梅雨前線の本県への影響は、概ね中旬まで続く。梅雨末期には集中豪雨に見舞われ、土砂災害や洪水の被害が生じることが多い。その後、太平洋高気圧の勢力が強まり、真夏の気圧配置となる（梅雨明けの平成7年7月15日頃）。

8月は太平洋高気圧に覆われて晴れる日が多い。本格的な台風シーズンとなり、本県に接近する台風が増えるが、日本の南海上で複雑な動きをするものもある。

9月は、太平洋高気圧の日本列島への張り出しが次第に弱くなり、本土では前線の影響を受けやすくなる。このため、月間降水量が多くなる。奄美地方では引き続き太平洋高気圧に覆われ、晴れる日が多い。台風は勢力を維持したまま、本県に接近することがある。

10月は、高気圧や低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わるようになる。この月まで本県に台風が接近して被害をもたらすことがある。

2 鹿児島県と台風

本県の気象災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。

台風は、太平洋高気圧のまわりを回って北上するものが多いが、九州南部から南西諸島にかけては台風の通り道となりやすい。また、台風は海面水温の高い海域を進んでくることから、最盛期かそれに近い状態で本県に接近する台風も少なくない。

このため、過去、台風に伴う暴風、大雨、高潮、高波による甚大な被害を幾度も受けてきた。

本県に災害をもたらす台風は8月から9月が最も多い。また、この時期の台風は勢力以上に発達して接近するため、被害の規模も大きくなっている。

なかでも、昭和24年6月のデラ台風、同年8月のジュディス台風、昭和26年10月のルース台風、昭和52年台風第9号（沖永良部台風）は、本県に大きな災害をもたらした。また、近年になって、強い勢力のまま本県に接近・上陸する台風が増えている。平成2年台風第19号では、奄美大島で土砂災害により13名が亡くなった。

平成5年には、戦後最大級と言われた台風第13号が薩摩半島南部に上陸した。この年は県本土で豪雨災害（平成5年8月豪雨）が発生したが、その復旧途上で暴風と大雨が追い討ちをかけ、死者33名の大災害となった。

3 鹿児島県と大雨

大雨の発現を季節や要因別に分けると、4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に土砂災害や洪水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に、梅雨末期の豪雨は、甚大な災害を引き起こすことが多い。4月～7月の県内における雨量分布（大雨）の特性をみると、次の四つの型に分けられる。

- (1) 梅雨前線が本県まで南下してくる場合で、多雨域は薩摩地方の北部にしやすい。
- (2) 梅雨前線が九州南岸から北上する場合で、多雨域は薩摩地方の南部と大隅地方、霧島山系にできる。
- (3) 低気圧に伴う前線が九州南部で閉塞して閉塞点が鹿児島を通る場合で、多雨域は閉塞点に沿って現れる。
- (4) 低気圧の東進によって前線が北上する場合で、多雨域は薩摩地方南部、大隅地方及び屋久島地方にしやすい。

本県における土砂災害や浸水等の被害と降水量との関係では、70ミリないし100ミリから被害が発生し始め、200ミリを超えると被害が急激に増加するとの調査結果がある。

なお、本県における大雨の実例をあげると次のとおりである。

ア 昭和32年7月27日の大雨

梅雨末期によくみられる顕著な寒冷前線が南下した例で、県北部、特に川内川流域に大雨を降らせた。7月27日から28日までの2日間に降った総降水量は、図1.4.1のとおりで、川内川上流域では400ミリに達し、このため、川内川の一部では堤防が決壊した。

また、強雨によるがけ崩れが起こり、このため、死傷者8人を出し、家屋の倒壊、浸水の被害は9,000戸を超え、田畑の流出、冠水など大規模な被害を出している。

イ 昭和44年6月28日から7月11日にかけての大雨

6月28日、低気圧が上海沖から朝鮮海峡に進み、九州南海上にあった梅雨前線が対馬海峡付近まで北上した。このあと、7月11日まで14日間の長期にわたり、前線が九州付近にあって、低気圧の接近で朝鮮海峡まで北上、通過後は九州の南海上まで南下するといったことを繰り返し、鹿児島では総降水量が798ミリとなった。6月28日から29日にかけての大雨のため、川内川の支流が氾濫し、また川内市付近は内水氾濫による浸水家屋を多数出し、鹿児島市は住宅造成地等のシラスの崖崩れが起こり、死傷者を多数出した。続いて、7月4日～5日、7日に大雨が降り、水害をさらに大きくした。

県下では、死者・行方不明者52人、住家浸水14,000戸を超え、田畑の冠水等は6,000ヘクタールに達し、梅雨期としては戦後最大の水害となった。

ウ 平成5年7月31日から8月2日にかけての大雨

7月31日、九州南部地方は太平洋高気圧の周辺部にあたり、暖かく湿った空気が流れ込んで、大気の状態が不安定になっていた。31日は未明から1時間降水量30～50ミリの局地的な大雨が降った。7月31日から8月2日までの2日間に降った総降水量は、図1.4.2のとおりである。

この雨は、宵の内には小康状態となったが、8月1日朝には黄海から九州中部へ梅雨前線が伸び、夜にかけほとんど停滞し、活動が活発となった。

このため、1日未明から再び雨が強まり、5時から8時にかけ、宮之城、入来峠、溝辺で1時間50ミリを超す大雨を観測した。その後も県中部や県北部を中心に局地的に大雨が降り続き、夕方頃から夜にかけては更に激しさを増した。

特に、溝辺では、16時40分から17時40分までの1時間に、104ミリの記録的な激しい雨を観測した。7月31日から8月2日にかけての総降水量は200～400ミリ、多い所では溝辺の645ミリを最高に、鹿屋で622ミリ、吉ヶ別府で557ミリを観測した。この大雨により、始良地方を中心に山（崖）崩れが続出（85ヶ所）、死者23名をはじめとする人的被害が発生した。また、家屋の全壊148棟をはじめ、床上

第1部 総則

第4章 県の地域特性および災害特性

- ・床下浸水など住家被害も6,400棟を超える大きな被害となった。

エ 平成5年8月6日の大雨

8月5日、大陸東岸の低気圧から九州南岸に停滞していた梅雨前線が、低気圧の東進と共に九州南部にまでゆっくり北上し、6日にかけ停滞した。

この期間、九州南部地方へ南から暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。

この影響で、午前中、北薩を中心に30～40ミリの1時間降水量を観測、夕方には鹿児島県北部を中心に1時間50ミリを超す激しい雨が降り続き、特に郡山町では、19時までの1時間に99.5ミリの記録的な激しい雨を観測した。6日の日の降水量は100～200ミリ、多い所では川内の369ミリを最高に250～350ミリを観測した。8月6日に降った総降水量は、図1. 4. 3のとおりである。

この大雨のため、各地で山（崖）崩れが発生（3,566ヶ所）、特に竜ヶ水付近では、がけ崩れや土石流で、付近の国道10号線やJR日豊本線が壊滅的な被害を受けた。

この他、国道3号線や九州自動車道も陥没・土砂崩れなどで道路が寸断、鹿児島市付近では交通がマヒ状態となった。

また、甲突川などの氾濫で、鹿児島市内の中部以北で浸水被害が広がった。

更に、断水、電話回線の輻輳、停電等で、市民生活は混乱状態となった。

この大雨による人的被害は死者48名を数え、住家被害も、家屋全壊299棟をはじめ、床上浸水など13,000棟を超えた。

オ 平成9年7月7日から7月13日にかけての大雨

梅雨前線が対馬海峡から九州北部付近に停滞し活動が活発な状態が続き、鹿児島県では断続的に大雨となった。特に9日から10日にかけては、太平洋高気圧の周辺を回る暖かく湿った南西の風と、梅雨前線に沿って吹く西よりの風が九州西海上で合流して発達した積乱雲が次々と発生し、薩摩地方北部に流れ込んだ。7日から13日にかけての総雨量は、大口で808ミリ、出水で736ミリ、紫尾山で616ミリを観測した。（図1. 4. 4）9日の日降水量は出水で275ミリ、大口で260ミリを観測、出水の日降水量は7月としては歴代1位となった。また、出水では9日11時までの1時間に59ミリ、同日18時までの1時間に大口で63ミリの非常に激しい雨を観測するなど記録的な豪雨となった。

この大雨により、出水市針原地区では10日に土石流が発生し21名が亡くなった。また、県内では家屋の全壊が20棟、床上・床下浸水が291棟など大きな災害となった。

カ 平成18年7月18日から7月23日にかけての大雨

7月18日から7月23日にかけて梅雨前線の活動が活発化し、薩摩地方北部を中心に記録的な大雨となった。梅雨前線が九州北部沿岸にあった7月19日昼頃までは数ミリのわか雨がばらつく程度であったが、夕方から夜には20ミリ以上の強い雨が局地的に出現した。梅雨前線が九州北部付近に南下する20日から21日までは断続的に30ミリから40ミリ前後の激しい雨が薩摩地方北部を中心に降った。梅雨前線対応の降雨帯が熊本県から鹿児島市付近まで南下し、再び熊本県まで北上する22日から23日朝の内にかけて途中小康状態はあったが、さつま柏原で1時間に88ミリの猛烈な雨が降ったのをはじめ30ミリ～60ミリ前後の激しい雨が連続して降った。また、矢止岳では21日20時30分までの1時間に68ミリを観測し、1時間降水量の記録を更新した。

18日0時の降り始めから23日12時までのアメダス総降水量は薩摩地方北部では500ミリ以上の観測所が多く、紫尾山1237ミリ、大口1087ミリ、阿久根847ミリ、さつま柏原733ミリとなった。（図1. 4. 5）また、22日のアメダス日降水量は、阿久根509ミリ、大口399ミリ、さつま柏原376ミリ、矢止岳276ミリとなり、各観測所のアメダス日降水量の記録を更新した。

今回の大雨の特徴は発達した雨雲が非常に狭い範囲に長時間にわたり断続的に流れ込んだことと、地形的な影響で雨雲が陸上に入りさらに発達したことなどにより短時間に記録的な大雨をもたらしたことである。

この大雨により、河川の氾濫や土砂災害により死者5名がでたほか、住家被害も家屋全壊244棟をは

じめ、半壊 1,306 棟、床上浸水 254 棟など 3,000 棟を超える大きな災害となった。

キ 平成 22 年 10 月 18 日から 10 月 21 日にかけての大雨

10 月 18 日から 21 日にかけて奄美地方に前線が停滞し、南シナ海にあった台風第 13 号の東側で湿った空気が前線付近に流れ込んだため、奄美地方は大気の状態が不安定となった。特に 20 日には、奄美地方の北部で雨雲が発達し、24 時間降水量が多いところで 700 ミリを超える記録的な大雨となった。

奄美大島では、解析雨量によると 20 日昼前から昼過ぎにかけて奄美市付近、大和村付近、瀬戸内町付近で 1 時間に 120 ミリ以上の猛烈な雨となった。また、気象庁が設置している雨量計では、瀬戸内町古仁屋で 20 日 13 時 05 分までの 1 時間に 89.5 ミリの猛烈な雨を、奄美市名瀬で 20 日 16 時 41 分までの 1 時間に 78.5 ミリの非常に激しい雨を観測した。

20 日の日降水量は、奄美市名瀬で 622.0 ミリとなり、明治 36 年 5 月 29 日に観測した 547.1 ミリを超え、観測開始（明治 29 年 12 月）以来最大を記録した。24 時間降水量では、奄美市名瀬で 20 日 23 時 20 分までに 648.0 ミリとなり、24 時間降水量の統計を取り始めた昭和 51 年（1976 年）以来最大を記録した。

18 日から 21 日までの総降水量は、奄美市名瀬で 766.5 ミリとなり、10 月の月降水量平年値（238.7 ミリ）の 3.2 倍に達したほか、奄美市を中心に多いところで 800 ミリを超える大雨となった。

この大雨により、奄美市で 2 名の方が、また、龍郷町で 1 名が亡くなったほか、家屋の全壊が 10 棟、半壊が 443 棟、床上・床下浸水が 967 棟など大きな災害となった。

図 1. 4. 1 昭和 32 年 7 月 27 日の
大雨時の雨量分布

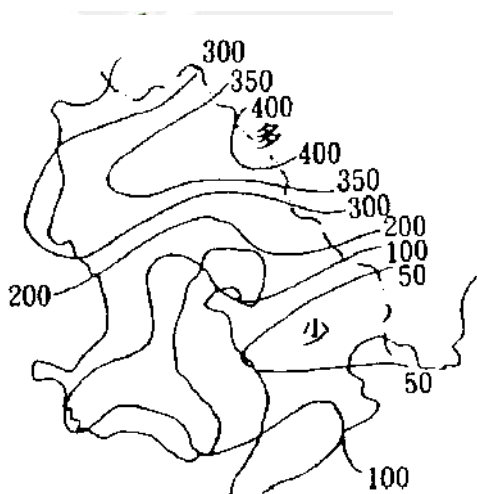


図 1. 4. 2 平成 5 年 7 月 31 日か
ら 8 月 2 日にかけての
大雨時の雨量分布

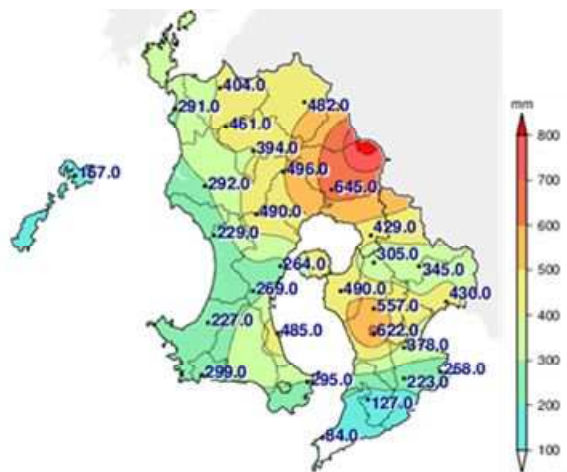


図1. 4. 3 平成5年8月6日の
大雨時の雨量分布

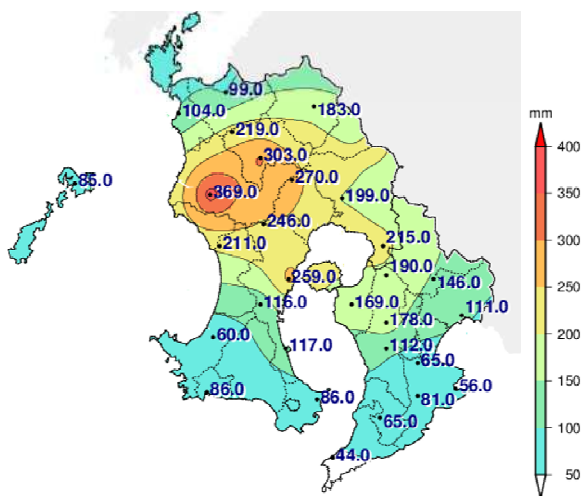


図1. 4. 4 平成9年7月7日から
7月13日にかけての
大雨時の雨量分布

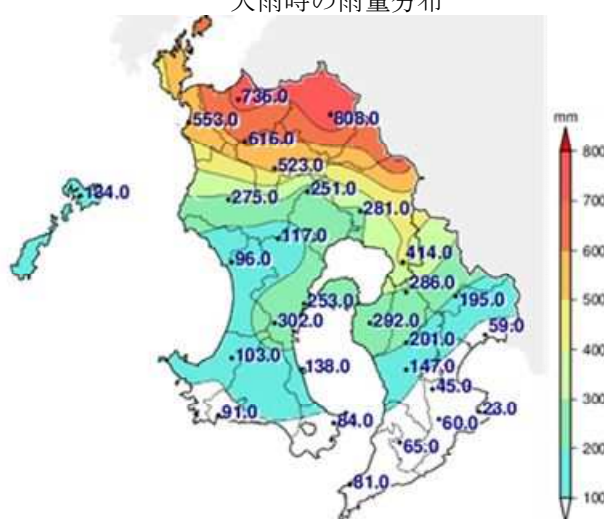


図1. 4. 5 平成18年7月18日から
7月23日にかけての
大雨時の雨量分布

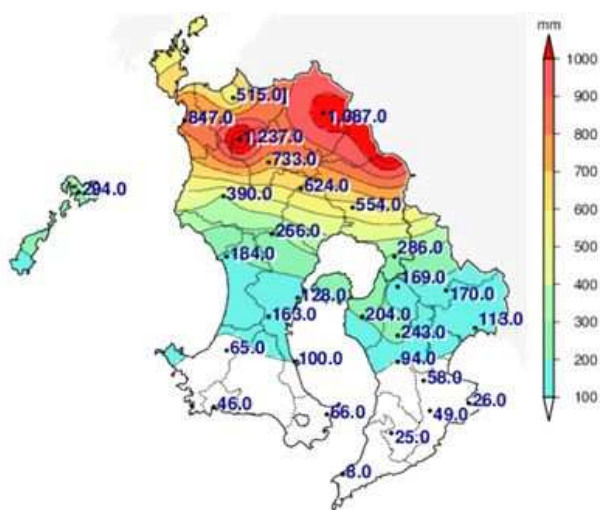
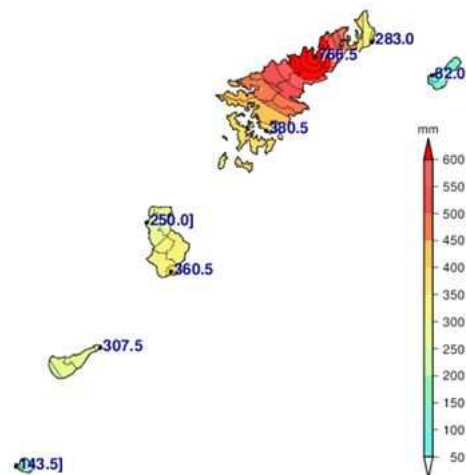


図1. 4. 6 平成22年10月18日から
10月21日にかけての
大雨時の雨量分布



4 鹿児島県と高潮

台風災害で留意すべきは、高潮である。かつて、わが国では、昭和9年の室戸台風、昭和34年の伊勢湾台風等が、鹿児島県では、昭和17年の周防灘台風、昭和20年の枕崎台風、昭和26年のルース台風が、高潮により多数の人命を奪った。天文潮による満潮と台風の来襲が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なることで、海岸堤防を破壊し、押し寄せる海水が建物の破壊や浸水等の被害をもたらす。鹿児島県の海岸線は、八代海沿岸から始まり、薩摩半島西岸・南岸、鹿児島湾沿岸、大隅半島東岸、並びに薩南諸島沿岸、奄美諸島沿岸からなり、その総延長は2,643 kmとなる。このように海岸線が長いと、台風の接近時には高潮の被害を受けやすい。昭和26年10月14日に来襲したルース台風では、死者209人、床上浸水2,146戸という大災害が発生した。この災害の多くが高潮によるものであった。なお、このルース台風と、昭和20年9月17日の枕崎台風による、鹿児島県の高潮分布は図1. 4. 7の通

りである。

高潮は次のような原因又は条件で発生しやすい。

- (1) 台風の中心気圧が低いため、海面が膨れあがる。
- (2) 強い風のため、海岸に海水が吹き寄せられる。
- (3) 台風が中心が近づいた時、満潮と重なる。
- (4) 湾奥部が狭くなっており、湾口が南に開いている。
- (5) 台風が湾の西側 50～100km 位の所を通る。

台風が薩摩半島やその西海上に向かって北上しているときは、速度も速くなるが多いため、接近する時刻を幅を持たせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

図1. 4. 7 台風による鹿児島県の高潮分布



台風による鹿児島県の高潮分布（■は高潮が発生したところ）

5 鹿児島県と火災

災害対策基本法の対象となる火災は、大規模なものに限定しているが、昭和 30 年から本県において災害救助法を適用した火災は、表 1. 4. 2 のとおりである。

表 1. 4. 1 救助法適用火災状況調

年 月 日	時 分	場 所	業 態	焼失棟数	焼失面積	原 因	損 失 額
				棟	m ²		千円
昭和 30. 7. 11	17 : 30	坊 津 町	住 家	63	1,634. 4	弄 火	20,000
30. 10. 14	1 : 50	名 瀬 市	商 店	118	5,055. 6	煙 突	224,920
30. 10. 20	14 : 15	喜 入 町	住 家	79	2,979. 9	か ま ど	28,000
30. 12. 3	4 : 30	名 瀬 市	飲 食 店	1,361	65,996. 7	不 明	1,512,050
31. 7. 31	14 : 40	東 町	住 家	88	3,663	取 灰	21,732
32. 4. 14	14 : 15	〃	〃	62	2,927. 1	マッチ弄火	26,743
33. 11. 19	—	指 宿 市	〃	178	8,923. 2	七 り ん	39,114
33. 12. 28	—	瀬戸内町	〃	1,628	166,320	か ま ど	1,000,980
35. 4. 6	—	鹿児島市	〃	67	17,453. 7	育 す う 器	24,407
36. 10. 2	1 : 30	〃	〃	752	1,956. 9	不 明	98,194
36. 12. 8	0 : 45	名 瀬 市	〃	60	1,554. 3	放 火	34,807
37. 2. 4	14 : 35	川 辺 町	〃	53	633. 6	燃 え さ し	36,968
40. 5. 18	15 : 45	開 聞 町	たばこ乾燥室	102	4,012. 8	乾 燥 器 過 熱	47,640
41. 6. 16	2 : 35	串木野市	商 店	135	7,339. 2	電気アイロン	143,293
43. 7. 25	22 : 15	樋 脇 町	〃	42	10,000	営 業 用 炉	60,000
49. 1. 3	19 : 00	笠 利 町	住 家	41	5,900	プロパンガス	200,000

この表を見ても分かるように、これらの火災が、冬から春先にかけて火災多発期に多く発生していることは注目される。この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、空気が乾燥していること、季節風による強風が吹きやすいことに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。

特に、昭和 30 年 12 月の名瀬市の大火及び昭和 33 年 12 月の大島郡瀬戸内町の大火は、本県のおかれた地理的条件と季節風による強風が拍車をかけ、また、建物の構造が大火を引き起こしたもので、火災を最小限に食い止める見地から、耐火構造建築物の建設を推進する必要がある。

なお、急速に発達した社会経済の状況は、ますます人口の都市集中化を促進し、これに伴って危険物施設の激増と火災による危険度を増大させている。この種の大火の防止にも今後十分注意する必要がある。

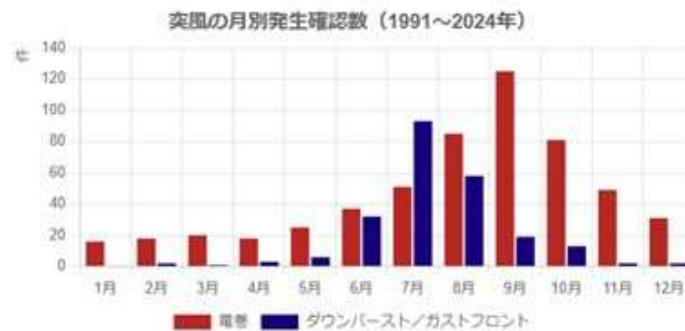
6 鹿児島県と竜巻

鹿児島県は、竜巻の発生数が多く、それに伴う被害も多く発生している。1991年から2024年までに確認した突風は全国で744件、そのうち鹿児島県での竜巻被害は24件で、全国でも発生数が多い方となっている（表1.4.3）。

なお、1961年～2024年までの鹿児島県内で発生した竜巻の分布図を図1.4.8に示す。

表1.4.2 竜巻等の月別発生確認数（1991～2024年）

現象区別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
竜巻	16	18	20	18	25	37	51	85	125	81	49	31
ダウンバースト/ガストフロント	0	2	1	3	6	32	93	58	19	13	2	2
合計	16	20	21	21	31	69	144	143	144	94	51	33



気象庁ホームページ「突風事例一覧」に収録している突風事例のうち、竜巻は現象区別が「竜巻」および「竜巻またはダウンバースト」である事例の月ごとの発生確認数を集計。

ダウンバースト/ガストフロントに関しては、現象区別が「ダウンバースト」「ガストフロント」および「ダウンバーストまたはガストフロント」を集計。

ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例は除く。

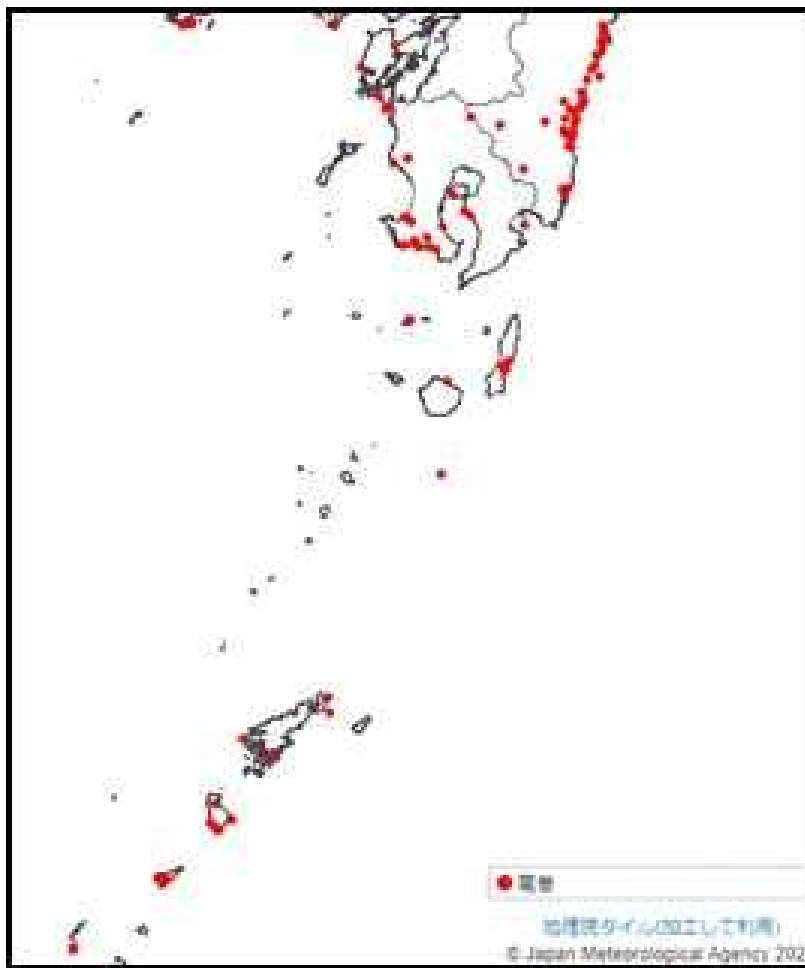
なお、1990年以前は突風事例を確認できる資料が少ないなどの理由により、発生確認数を単純に比較することとはできないため、1991年以降のデータのみを使用。

表1.4.3 都道府県別発生確認数（1991～2024年）

	竜巻	※		竜巻	※		竜巻	※		竜巻	※
宗谷地方	2	1	青森県	8	0	茨城県	12	17	静岡県	23	6
上川地方	2	3	秋田県	30	3	栃木県	13	33	愛知県	18	4
留萌地方	5	0	岩手県	4	2	群馬県	4	25	岐阜県	8	13
石狩地方	4	3	宮城県	6	8	埼玉県	19	16	三重県	16	1
空知地方	5	0	山形県	10	3	東京都	10	8	新潟県	21	5
後志地方	0	0	福島県	3	7	千葉県	18	2	富山県	5	1
網走・北見・紋別地方	3	5				神奈川県	7	0	石川県	14	2
根室地方	0	0				長野県	3	12	福井県	10	4
釧路地方	1	1				山梨県	2	3			
十勝地方	3	3									
胆振地方	6	0									
日高地方	12	0									
渡島地方	2	1									
檜山地方	6	0									
(北海道計)	51	17									
滋賀県	2	5	岡山県	3	4	山口県	6	0	沖縄本島地方	37	3
京都府	2	2	広島県	0	0	福岡県	10	4	大東島地方	3	0
大阪府	0	1	島根県	5	0	大分県	2	1	宮古島地方	5	0
兵庫県	2	4	鳥取県	3	1	長崎県	9	1	八重山地方	7	0
奈良県	2	2	香川県	5	2	佐賀県	6	1			
和歌山県	17	2	徳島県	3	0	熊本県	4	5			
			愛媛県	1	0	宮崎県	40	0			
			高知県	43	0	鹿児島県	24	1			
									(沖縄県計)	52	3

※ ダウンバースト/ガストフロント

図 1. 4. 8 鹿児島県内の竜巻分布図（1961～2024 年）



竜巻：「竜巻」、「竜巻またはダウンバースト」、「竜巻または漏斗雲」

第 5 章 災害の想定

本計画の策定にあたって、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、鹿児島県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

鹿児島県においては、第 4 章第 3 「県の風水害履歴及び災害特性」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった平成 5 年（1993 年）8 月 5 日～7 日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成 22 年（2010 年）10 月 18 日～21 日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成 5 年（1993 年）9 月 1 日～3 日にかけての台風第 13 号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

表 1. 5. 1 想定される被害の総括表

想定項目\災害名 \年月日		鹿 児 島 豪 雨 (平成 5 年 8 月 6 日)	奄 美 豪 雨 (平成 22 年 10 月 20 日)	台 風 第 13 号 (平成 5 年 9 月 3 日)
気 象 概 況		・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6 日 19 時 65mm（入来峠）6 日 18 時 ・日最大雨量 259mm（鹿児島）6 日 369mm（川 内）6 日 ・総降水量の最大値 392mm（川 内）5～7 日	・時間最大雨量 78.5mm（名 瀬）20 日 16 時 89.5mm（古仁屋）20 日 13 時 ・日最大雨量 622mm（名 瀬）20 日 286.5mm（古仁屋）20 日 ・総降水量の最大値 766.5mm（名 瀬）18～21 日	・最大瞬間風速・風向 59.1m/s（種子島）南 3 日 15:45 ・最大風速・風向 33.7m/s（沖永良部）南 3 日 02:40 ・総降水量の最大値 373mm（高 峠）2～3 日
人 的 被 害	死 者 数	48 名	3 名	33 名
	行方不明	1 名	—	—
	重 傷	12 名	1 名	15 名
	軽 傷	52 名	1 名	160 名
建 物 被 害	全 壊	298 戸	10 戸	226 戸
	半 壊	193 戸	443 戸	706 戸
	一部破損	588 戸	12 戸	31,899 戸
	床上浸水	9,378 戸	116 戸	1,381 戸
	床下浸水	2,754 戸	851 戸	3,903 戸